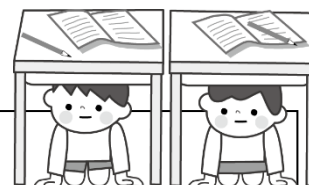


自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表又は発令された場合について、次のように定めています。

1 地震発生時の措置



*震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・始業前に発生 → 臨時休校
- ・授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
- ・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

*震度5弱未満の地震が発生した場合

- ・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2 気象警報発表時等の措置

茨木市に「暴風警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」、「大雪特別警報」、「レベル4危険警報・レベル5特別警報（大雨・河川氾濫※1）」

（「レベル4危険警報・レベル5特別警報（土砂災害※2）」、「避難指示」※3）

のいずれかが発表された場合

	警報	対応	小	中
登校前	午前 7 時現在、いずれかの警報が発表されている場合	自宅待機	給食有	簡易給食
	午前 9 時までに全ての警報が解除された場合	登校（通常授業） 学童保育室は開室		
	午前 9 時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休業 学童保育室は休室	給食無	
登校後	いずれかの警報が発表された場合	【暴風（暴風雪）警報】 ●基本引き渡し 【氾濫・大雨・大雪・土砂災害警報】 ●短時間で警報が解除される見込みがある場合は学校で待機します。 ※下校時刻については、状況によって判断します。 学童保育室は休室	給食の有無は、状況によって判断します	

■ 上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

- 登校後に上記警報等が発表又は発令された場合は、状況により学校待機、保護者に引き渡すまで学校での見守りとなります。
- 登校中に発表又は発令された場合は原則登校。下校中は帰宅し、保護者管理となります。
- 高潮危険警報、高潮特別警報については、休校ではありません。

※1【河川氾濫】について

茨木市に関係する河川は①淀川②淀川水系神崎川・安威川となります。

「淀川レベル4 氾濫危険警報」、「淀川レベル5 氾濫特別警報」もしくは、「淀川水系神崎川・安威川レベル4 氾濫危険警報」、「淀川水系神崎川・安威川レベル5 氾濫特別警報」と報道されます。

※2「レベル4土砂災害危険警報」、「レベル5土砂災害特別警報」のみの発表時は、校区に土砂災害警戒区域または、土砂災害特別警戒区域を含む以下の学校のみ臨時休業となります。

【休業となる学校】

豊川中学校、北中学校、西陵中学校、北陵中学校、彩都西中学校

春日丘小学校、安威小学校、福井小学校、清溪小学校、忍頂寺小学校、豊川小学校、郡山小学校、沢池小学校、山手台小学校、穂積小学校、西小学校、彩都西小学校、

※3【避難指示】について

避難指示が、校区内の地域を対象に発令されている場合については休業となります。

⇒茨木市防災気象情報URL「<https://ibaraki-city.mec-bousai.info/>」に避難指示発令対象地域が発表されます。発令地域と茨木市HP【ページID61837】内「校区ごとの避難情報の発令対象地域」の双方を確認のうえ休校については判断願います。